

「子どもたちをいじめから守るために」

いじめの認知件数は、「学校の本気度」の指標です

これはいじめですか？



冷やかされたAさんが、悪口で言い返したら、Aさんに傷つけられたと訴えてきた。



目撃した友達から「2人からからかわれている」と話があったが、本人は大丈夫と言っている。



掃除が嫌いだったので雑巾がけをしなかったが、Bさんから「ちゃんとやって」と言われて、強いショックを受けた。

いじめ防止対策推進法に照らせば、すべていじめ

主観ではなく、法の定義の下、正確に認知していくことが重要

「仲間同士のふざけ合い、大したことじゃない、いつものこと・・・」
それが、いじめの見逃しです！

いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条（平成25年施行）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、

当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

全教職員が正しい認識を持つ

「いじめは、どの学校、どの子どもにも起こる」という意識

長崎県公立学校いじめの認知件数および解消率（R3～R5）

年度	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	認知件数 (解消数)	解消率 (%)	認知件数 (解消数)	解消率 (%)	認知件数 (解消数)	解消率 (%)	認知件数 (解消数)	解消率 (%)	認知件数 (解消数)	解消率 (%)
R3	1331 (1194)	89.7	385 (345)	89.6	74 (62)	83.8	1 (1)	100	1791 (1602)	89.4
R4	1408 (1170)	83.1	464 (387)	83.6	81 (69)	85.2	1 (0)	0	1953 (1626)	83.3
R5	1573 (1347)	85.6	643 (581)	90.4	86 (74)	86.0	1 (1)	100	2303 (2003)	87.0

いじめの解消率は全国と比べて高くなってよ！



いじめの未然防止

～学校が組織として取り組むこと～

学校いじめ防止基本方針



POINT!

いじめ対応の手順は教職員で共有されていますか？

- いじめ対応の具体的な行動を明確に記しておく。
 - ①いじめの未然防止のための取組等 ②早期発見の手立て ③発見したいじめへの対処
 - どんな行為が対象となるかを明確にする。
 - 想定されることはすべて記しておく。
- さまざまな取組が実効的なものとなっているか「学校いじめ対策組織」を中心に点検する。
- すべての教職員、保護者、地域に周知する。
 - 「知らなかった」ということがないように、4月当初に、全教職員で確認。
 - ホームページ・入学式での説明・4月の学校便りなどを活用して、保護者・地域への周知を図る。

学校いじめ対策組織



POINT!

自校の状況に合わせて運用していますか？

- 構成メンバー（学校）：管理職、教務主任、主幹教諭、生徒指導主事・学年主任、養護教諭など
（外部）：SC、SSW、警察関係者、弁護士、民生委員、学校評議員など
- 常にフルメンバーは難しいので、重大性・緊急性の高い時に招集する。
- 日々の判断・対応は、学校内メンバーで対応する。
- 「報告窓口」を担う者を1名ないし複数名、うち1名を集約担当に当てる。

人権感覚の育成



POINT!

発達支持的生徒指導を正しく理解していますか？

- 教職員が居場所をつくる。（分かる授業、行事に参加できる、笑われない雰囲気づくり）
- 全ての児童生徒が活躍できるような場面を意識的につくる。（褒めるより認める）
- 児童生徒が絆をつくる。

早期発見・早期対応



POINT!

全職員が共通認識・共通実践していますか？

- 教職員の普段からの観察を怠らないこと、ささいな変化を見落とさないことが最も重要である。
- 本人がすぐに相談できる関係性や体制を作る。（1人1台端末の活用等）
- 定期的なアンケートで見落としがないか確認する。
- 児童生徒の変化に気付いたときの手順をしっかりと共有する。

記録の作成と活用



POINT!

「いじめ」につながる小さな出来事も、記録を残していますか？

- 学校で活用することを前提とした記録の在り方
 - 5W1H（いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どのように）で記録する。
 - 複数の目で点検し、現況確認できる体制を作る。
- 求められる「学校としての対応の記録」
 - 学校が行った指導やケア、その後の経過や対応、児童生徒や保護者の要望等を記録しておく。

参考資料

望ましい人間関係を育む
活動事例集2023
（長崎県教育庁児童生徒支援課）



「いじめのない学校づくり3」
「いじめ等対応記録ツール」
（国立教育政策研究所）



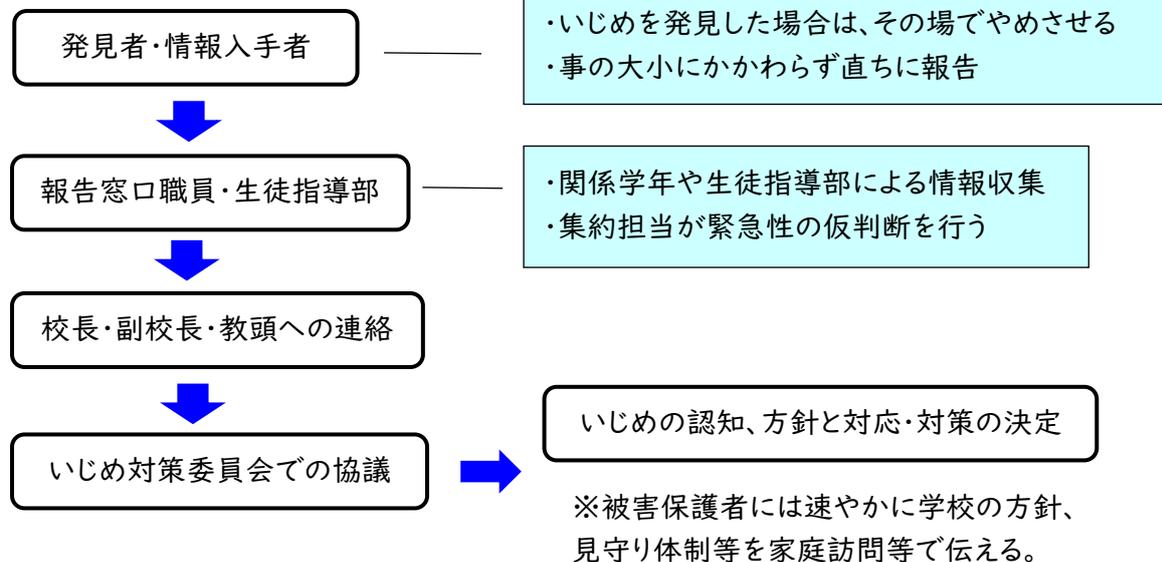
いじめの発見・組織的対応

- 「いじめではないか」と感じたら、直ちに報告して、情報を共有し、行動連携を図る。
- 校長・副校長・教頭に報告し、いじめ対策組織でいじめの認知、対応を協議する。

いじめの発見と教師の役割



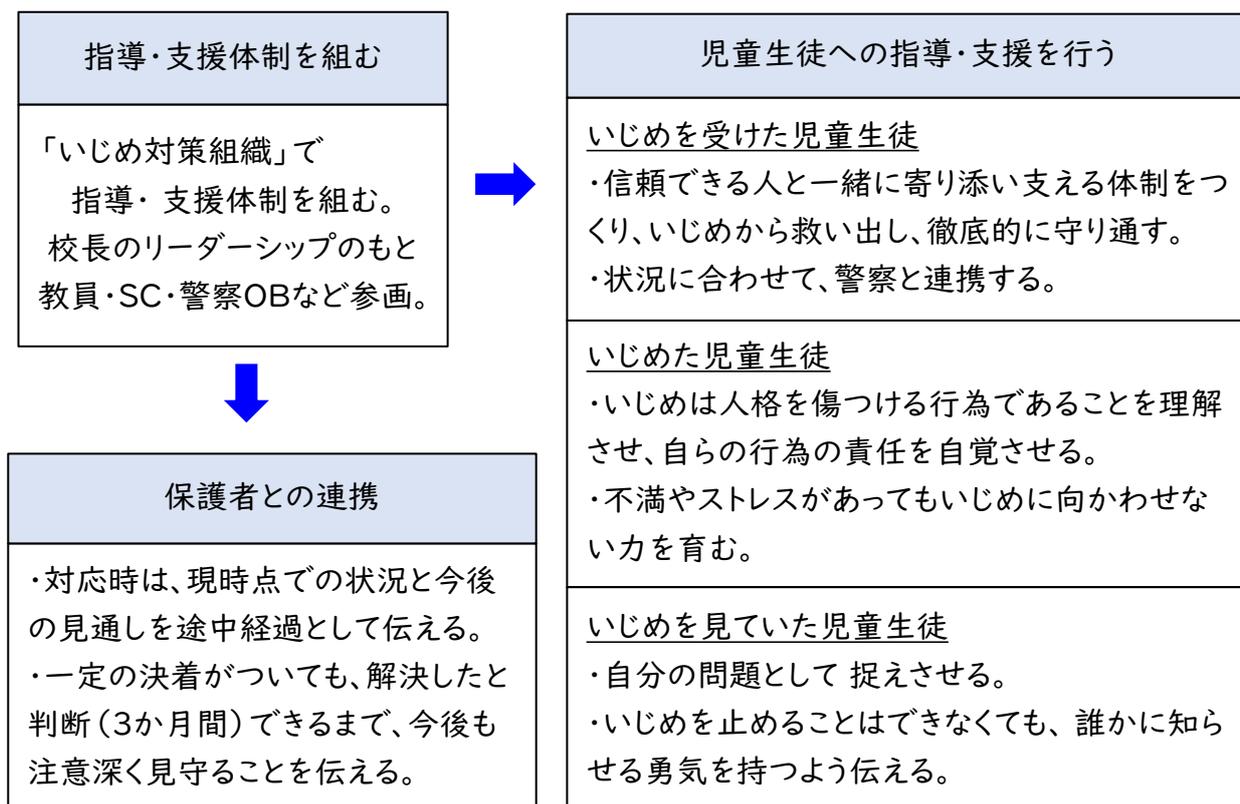
些細なトラブルも記録する



組織的対応と指導・支援



被害者に寄り添った対応を行う



いじめ重大事態への備え

いじめ重大事態に発展した事案の多くは、介入の遅れ

- いじめ(トラブル)の発生→介入の遅れ→深刻化(重大事態)のパターンが大多数。
- 後手に回る(介入が遅れる)原因→通報がない、教員が気付いても対策組織に情報が上がってこない、対策組織に上がっても適切な対応や認知がされない、対応が不十分で深刻化。
- いじめ重大事態の約4割は、いじめの認知がされていなかった。
(令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より)

いじめ重大事態に対して平時からの備えが大切 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用

いじめ重大事態とは、いじめによって次の1号・2号が起こった状態を言います

1号

生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第1号)

2号

相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項第2号)

※相当の期間・・・目安30日

□ いじめ重大事態として扱う要件

- ① 1号または2号の状態であるとき。(または、その疑いがあるとき)
- ② 1号かつ2号の状態であるとき。(または、その疑いがあるとき)

※児童生徒や保護者から申立てがあった際は、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。
いじめ事実等を確認できていない場合には、まず法第23条に基づく調査を実施する。
→調査の結果、重大事態の疑いがあれば認知する。

□ いじめ重大事態の調査への対応



ガイドラインに沿った対応が最も重要です

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」
【通知・改訂版概・改訂本文・チェックリスト】



関係機関との連携

(警察との連携)

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる時は、所轄警察署と連携して対処。
- ・児童生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署へ通報。
(法第23条第6項) ★あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要
- ・学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底すること。

学校と関係機関との連携マニュアル(四訂版)



長崎県教育庁児童生徒支援課(令和7年3月)